

第2号

「青木小学校」学校規模適正化等 検討部会ニュース

第2回検討部会（公開）

日時：令和7年3月26日（水）
18時から
会場：神奈川区役所
本館5階 大会議室A、B



はじめに

青木小学校は通学区域内におけるマンション開発の影響から児童が増加しており、毎年のように諸室を一般教室へ転換する改修を行ってきました。今後もさらなる住宅開発が青木小学校通学区域内で計画されており、令和9年度には、教室が不足（※1）する見込みとなり、学校規模の適正化が必要な状況です。

そこで、青木小学校の学校規模適正化に向けて具体的な対応策を検討するため、地域、保護者の代表及び学校長からなる「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を令和6年9月に設置し、検討を開始しました。

令和6年12月に開催した第1回検討部会では、事務局より「施設面による対策」を中心に説明を行い、増築校舎の設置場所、スケジュール、学校運営面等の観点から、施設面での対応は困難である旨をお伝えしました。第2回検討部会では、引き続き、「施設面による対策」の検討を行い、事務局から「通学区域の見直し案」をお示しすることになりました。（※2）

今回、令和7年3月26日に第2回検討部会を開催しましたので、部会での検討状況等について、青木小学校の保護者の皆さまや青木小学校の通学区域内にお住まいの皆さまにお伝えします。

（※1）令和6年度義務教育人口推計（令和6年9月公表）による推計値より算出

（※2）第2回検討部会では、事務局よりお示した「通学区域の見直し案」の対象となる地域の代表者様に「参考人」として御出席いただきました。第3回検討部会にも引き続きに御参加いただき、御意見をいただく予定です。

● 第2回検討部会の主な内容 ●

- ・事務局にて設計会社へ委託を行い、改めて増築の可能性を検証しましたが、学校運営上及び工事期間の面等から、施設面による対応は困難であることをお示しました。
- ・事務局からお示した「通学区域の見直し案」について、一度お持ち帰りいただき、引き続き、当案について第3回検討部会で御議論いただく予定です。

1 第1回検討部会から第2回検討部会開催までに事務局に寄せられた御意見

第1回検討部会から第2回検討部会までに寄せられた御意見が11件ありました。

※お寄せいただいた御意見は、全て検討部会にて報告しています。なお、紙面の都合上、本ニュースにおいては要約して掲載しています。（全文は検討部会資料を御覧ください。（P10にQRコード記載））

- ◆市の限りある予算を有効活用するために、通学区域の変更により、校舎建設等に使う予算を減らすことを要望します。現在、三ツ沢小学校の学区内では遠方から通学しているこどもたちもいるため、同程度の通学距離も青木小学校のこどもたちに対しても検討していただきたいです。例えば、青木小学校が通学区域の沢渡や松ヶ丘、鶴屋町を三ツ沢小学校や宮谷小学校に通学区域変更することで、通学距離が短く済んでいたエリアのこどもたちにも通学条件が平等になるよう促すことができると思います。

- ◆第1回検討部会ニュースを拝読する限り、「通学区域の見直し」一択だと思います。このままでは、青木小学校の学びが担保されません。
栗田谷や沢渡はそれぞれ斎藤分小や三ツ沢小に近い方も多いと思います。第2回検討部会では通学区域の見直しを前提に話し合いをもたれることを希望します。
- ◆通学区域の見直しを行う場合、神奈川区以外の小学校に変更となることはおかしいと思います。
青木小は通学区域外からの児童数が多いと思うため、まずはその受入れを止める必要があると思います。
- ◆第1回検討部会ニュースの委員からの発言で、あるマンションから青木小に通学している人数の発言が記載されていました。紙面にあえて、通学者の数字までを記載して、公に配付する点に違和感を覚えます。
- ◆通学区域内では次々と新しいマンションが建設されています。このままの状況では教室が不足することは明らかであり、人数が増えることで子どもたちの教育環境も悪くなるでしょう。子どもたちのことを第一に考えて検討を進めてください。
- ◆通学区域の見直しを行った場合、自身の住むエリアが青木小学校の通学区域外になってしまうことを大変危惧しています。居住地を考える際、子どもの小学校区に重点を置いて、この地を選びました。
通学区域の見直しを行う場合は、①通学区域が変更となった家庭に対する当面の猶予措置、②青木小学校と周辺小学校との広義の平準化（学年あたりのクラス数等）③スケジュールの早期公表、を要望します。
- ◆検討部会ニュースで検討状況を確認できるのは大変ありがたいです。
まずは、通学区域外から通学している児童数やその適正化をしなくていいのか確認をしてほしいです。
- ◆青木小学校に通う前提で保育園を選択しました。別の学校に通う可能性があることを知り、大変困惑しています。
校舎の増築が困難なことも検討部会ニュースで理解しました。他の学校がどうしても嫌ということではありませんが、そうなるのであれば少なくとも子が生まれる6年前から前もって周知すべきと感じています。
今後、通学区域の見直しが必要なのであれば、見直しの対象となる地域については6年間を目安に通学先を選択制にしていかがでしょうか。
- ◆教室を作ることは困難であることを誰もが分かっていると思います。栗田谷や松ヶ丘などの学区を二谷小や斎藤分小に変更するべきだと思います。また、通学区域外からの受入れをやめるべきだと思います。
- ◆通学区域変更の他に方法がないのであれば、数年の猶予をもって発表していただき、それまではどちらかの小学校を選択できるようにならないでしょうか。
小学校進学含め先を見据えて、住居、保育園を決めてきたので戸惑いが強いです。
栗田谷から斎藤分小へは交通量が多く狭いバス通りがあり、大人が歩くにも怖いと感じることがあります。今後、住民に向けての説明会があるのであれば、近隣の保育園にもお知らせを出していただけませんか。未就学の家庭に対して情報が少ないと感じています。
- ◆通学区域が変更となった家庭に対して当面の猶予措置の検討をお願いします。
多くの家庭が進学後の小学校に保育園の友達がいることや保育園の立地を中心とした生活リズムに大きな変化が生じないこと等を想定して保育園を選んでいきます。通学区域の見直しという大きな転換期を、希望しなくとも迎える家庭に対して、子ども、家庭の事情に応じて柔軟に対応いただきたいと思います。

2 施設面による対応について

第1回検討部会でいただいた御意見も踏まえ、増築（恒久的・時限的）の可能性について検討を行いました。

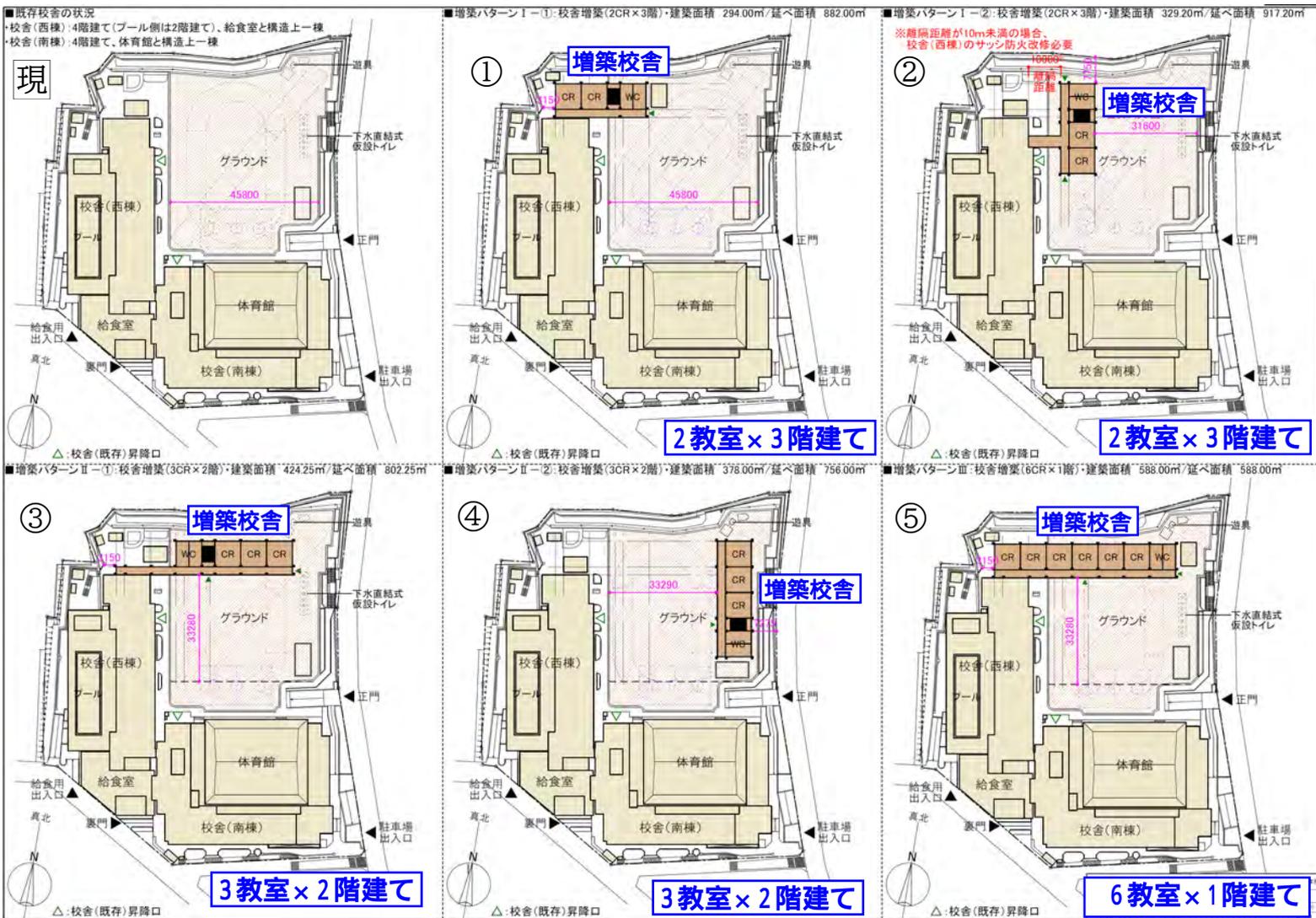
<検討にあたっての確認事項>

- ◆校舎増築の許認可①（学校建築の高さ制限）
⇒ 増築校舎の規模が制限以下の面積と建物高さでできるか
- ◆校舎増築の許認可②（日影規制）
⇒ 増築校舎の影が近隣の敷地に生じるか
- ◆校舎増築のための北側擁壁築造の検討
⇒ 広範囲の築造による近隣への影響、工期

【学校建築の高さ制限内で考えられる増築パターン】

設計会社に業務委託を行い、学校建築の高さ制限内で考えられる増築パターン（①～⑤）は以下の通りです。

※増築については、恒久的な増築校舎及び時限的な仮設校舎（プレハブ校舎）も含めて検討しています。



※設計図（カラー）はホームページに掲載しています。

現	既存校舎の現状	
増築パターン		
①	北側	2教室×3階建て
②	西棟正面	2教室×3階建て
③	北側	3教室×2階建て
④	東側	3教室×2階建て
⑤	北側	6教室×1階建て

①から⑤の検討パターンは、法令上の高さ制限に抵触しない増築パターンとなります。
これらを基に、他の法規制等も含め、増築校舎の建築が可能かどうか、検証を行いました。

【日影規制について】

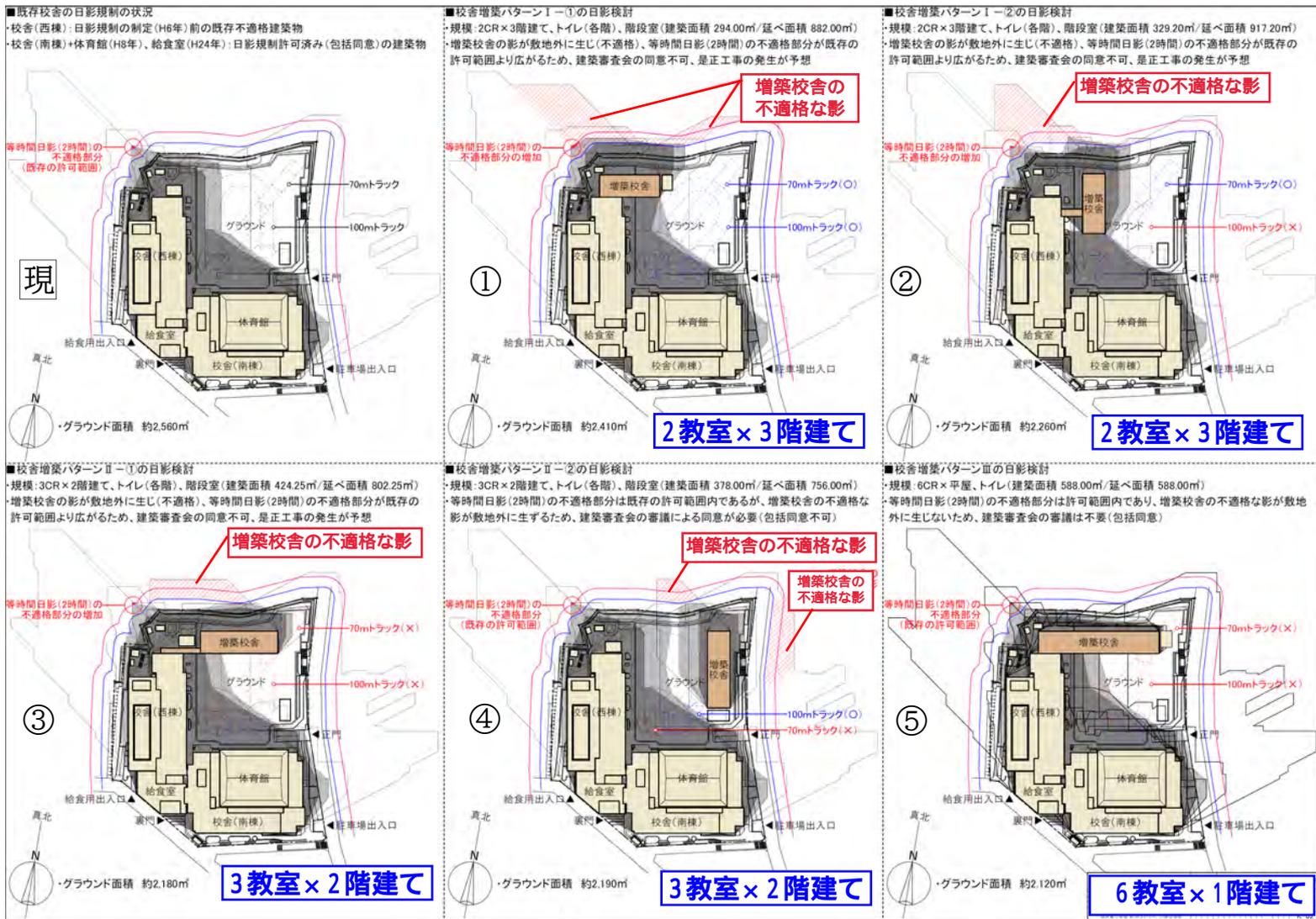
◆日影による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法第五十六条の二」及び「横浜市建築基準条例第四条の四」において定められています。

⇒この定めに基づき、青木小学校における増築の可否について検証を行いました。

◆平成6年に「横浜市建築基準条例」が改正されたことにより、改正前の昭和53年に建築された校舎西棟は既存不適格建築物（建築当時は法令に適合していたが、法令や条例の改正により適合しなくなった建築物）となっています。

⇒新たに増築校舎やプレハブ校舎を建築するにあたり、既存不適格建築物の校舎西棟に対する現行の法令等への適合義務が発生しないことを前提条件として、検証を行いました。

【増築パターン①～⑤における日影の状況及び増築の可否についての検証結果】



※設計図(カラー)はホームページに掲載しています。

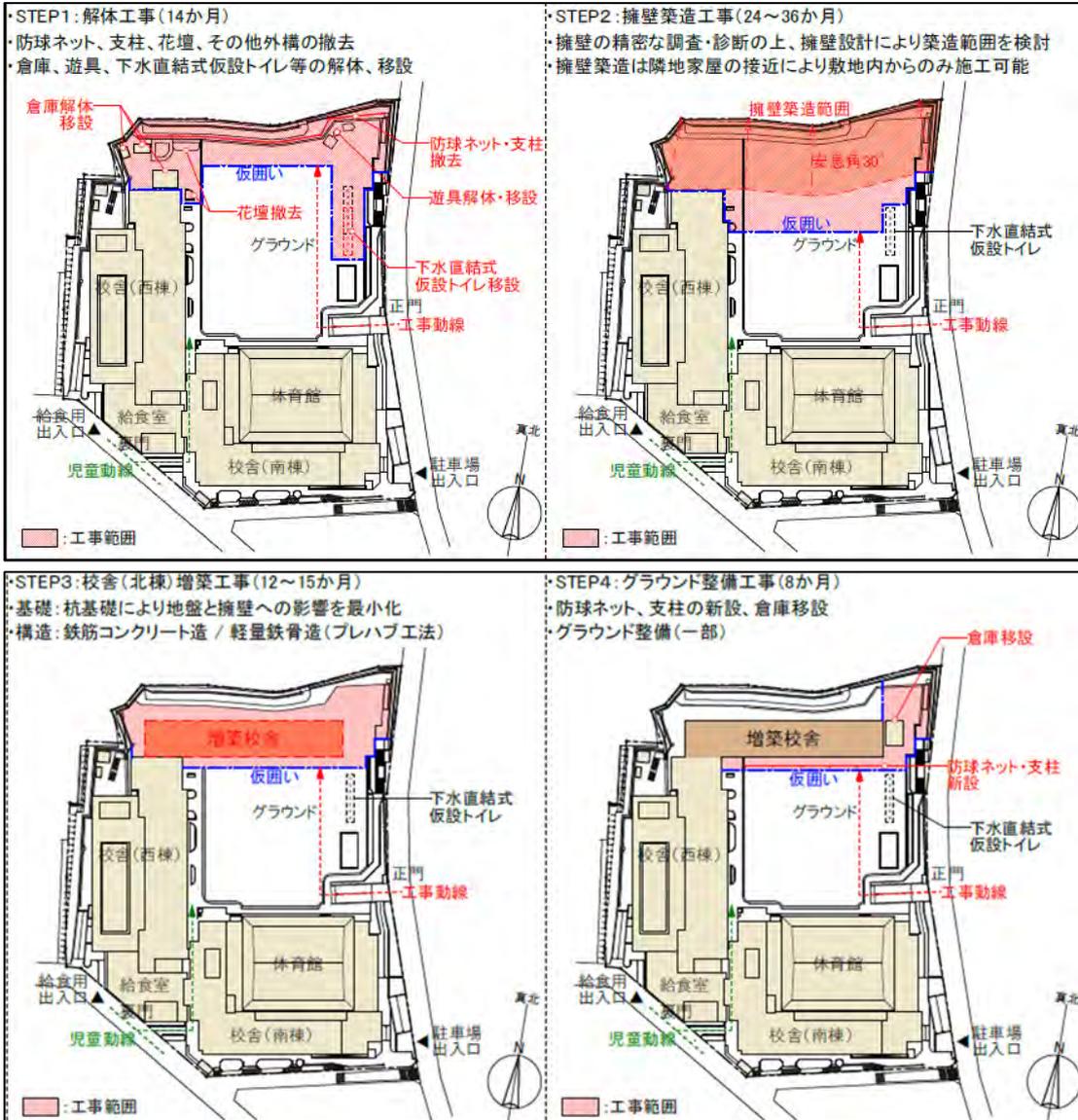
増築パターン			検証結果	理由
①	北側	2教室×3階建て	×	増築校舎の影が敷地外(北側)に生じ不適格
②	西棟正面	2教室×3階建て	×	増築校舎の影が敷地外(北側)に生じ不適格
③	北側	3教室×2階建て	×	増築校舎の影が敷地外(北側)に生じ不適格
④	東側	3教室×2階建て	×	増築校舎の影が敷地外(北側・東側)に生じ不適格
⑤	北側	6教室×1階建て	○※	増築校舎の影が敷地外に生じない

※⑤日影規制上では建築可能ですが、工事期間(擁壁築造工事含む)や学校運営上の課題があります。

【北側擁壁の築造について】

北側擁壁は現在、既存不適格擁壁であり、擁壁周辺に新たに校舎を建てる場合は、現在の法令等に適した擁壁に新しく造り替える必要があります。そのため、擁壁築造に向けた調査・設計及び擁壁周辺施設の解体・撤去を行った後に擁壁築造工事を行います。増築校舎工事は擁壁築造工事終了後に着手することになります。

【校舎増築のスケジュール】 ※設計図（カラー）はホームページに掲載しています。



令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	
解体 工事 (設計) 【6か月】	解体工事 【8か月】	擁壁築造工事 【24～36か月】			校舎増築工事 【15か月】 プレハブ校舎の場合 【12か月】	グラウンド 整備工事 【8か月】	増築校舎 供用開始
擁壁調査・ 築造設計 【12か月】		校舎増築 (基本設計・実施設計) 【16か月】			グラウンド 整備工事 (設計) 【6か月】		

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
24 学級	25 学級	26 学級	27 学級	28 学級

※青木小が一般教室として使用可能な保有教室は、「24 教室」

(青木小の学級数推移) ※第 2 回検討部会資料【資料 5】P.3 参照

【増築可能性の検証結果】

施設面による対応については…

設計会社へ業務委託の上、増築の可能性について検証しましたが、建築が可能な案（P3・P4 記載の増築パターン⑤）についても、工事スケジュールを踏まえると、青木小学校における教室不足の問題は解決できない状況です。また、グラウンドの使用に制限が出る等、学校運営の観点からも課題があります。

増築校舎・プレハブ校舎の建築における課題

- ◆令和7年度中に増築による対応が決定され、令和8年度から当該事業に着手した場合でも、増築校舎の工事終了後の令和14年度頃から供用開始となるスケジュール
⇒令和9年度から見込まれている教室不足には間に合わない
- ◆増築校舎を建築する場合（プレハブ校舎も同様）、工事期間中グラウンドの大部分は使用不可。建築後も著しくグラウンド面積は狭くなってしまうため、体育の授業等、屋外運動場の確保が困難となり、学校運営に支障が出る可能性

3 部会における主な発言・質問【施設面】（★：委員・参考人からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答）

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細については会議録を御覧ください。

★工期が間に合わないから通学区域を変えるしかないと意図的に誘導されているようにしか感じられない。グラウンド整備工事がスケジュールに含まれているが、グラウンドを通らない動線にすれば校舎は（前倒しで）使用できると思う。また、擁壁工事も24～36か月とずいぶん幅がある。こういった点を整理すれば令和13年度からの校舎利用もできるのではないかと。増築工事等、施設面での対応を行わない前提で話をしているため、そういった選択肢が出てこない。

⇒事務局としては、工事が児童数・学級数の増加に間に合わない事態が一番避けなければいけないことだと考えています。建築関係の人材確保や資材の高騰といった経済情勢等を踏まえ、工期が後ろ倒しになることも想定して検討せざるを得ない状況です。

対応策が施設面となる場合、そうした工夫も考えられると思います。しかし、現在予想している児童数では、校舎改修等を行ったとしても令和13年度時点では、教室不足となる状況にあり、前回いただいた御意見も含め、改めて増築校舎等の建築可能性について検証した結果、困難であることをお示しさせていただいています。

★当初は通学区域変更ありきで進めていると思っていたが、神奈川区のこの辺りの場所は予想よりも子どもが増える可能性があり、教育委員会としては不測の事態があってははいけないので、確実な線でやらなければならない、やむを得ない状況だと思う。

★増築の可能性について検討結果を出していただいたが、費用面としてどのくらいの事業費になるのか。

⇒委託先の設計会社から本日時点で見積もりがいただけていない状況です。直近の例ですと、平沼小の場合、2教室の4階建て全8教室分の増築を行いました約4億円かかっています。

青木小の場合、平沼小と同じような建築条件ではないことや、擁壁の建築費用も発生することが見込まれるため、事業費は平沼小以上に増える可能性があります。

★増築検討資料（資料5の別紙）ではすべて6教室を想定しているが、青木小の児童数、学級数の表を見ると、令和12年で28学級ということになっている。今後の開発を含めてだと思いが、6教室にする理由を教えてください。

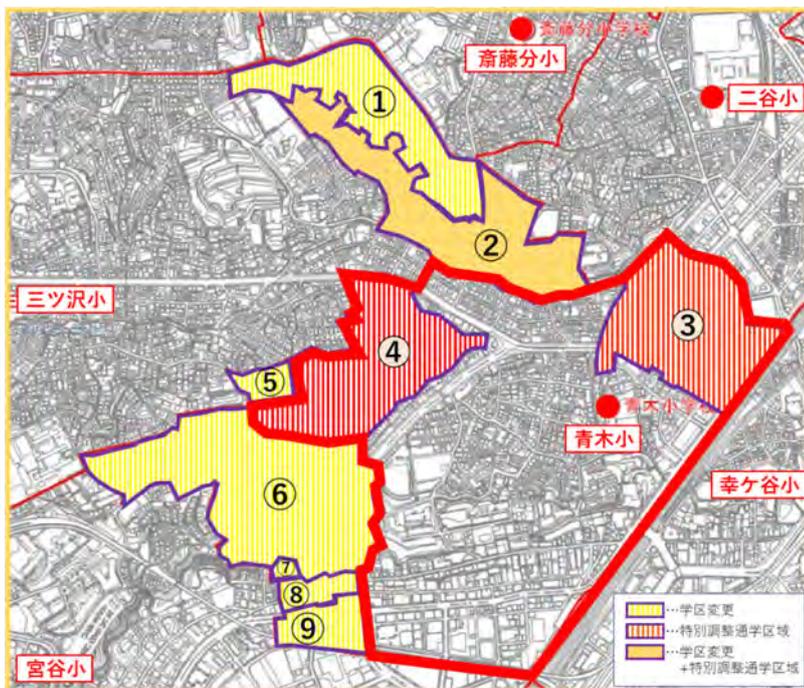
⇒平屋建て6教室の図面を御覧いただければと思いますが、北側校舎に建てられる最大の教室数は最大6教室となります。6教室以上の教室は用意できない想定のもと、設計会社に2階建て、3階建ての図面をそれぞれ検討いただきました。

4 通学区域の見直しによる対応について

周辺校の通学区域と隣接する地域*を対象として、事務局から「通学区域の見直し案」をお示しました。当案については、一度お持ち帰りいただき、引き続き、次回の検討部会にて御議論いただく予定です。また、通学区域の見直しを行う場合は、想定される通学路の通学安全についても今後検討を行う予定です。*幸ヶ谷小の通学区域に隣接する地域については、幸ヶ谷小学校の施設状況から見て、更なる受入れが困難であることから、検討対象地域に含めておりません。

【通学区域の見直し案】※カラー版はホームページに掲載しています。

	検討対象地域	変更案 (通学する学校)
①	栗田谷北	斎藤分小
②	栗田谷南	斎藤分小 二谷小
③	反町	青木小 二谷小
④	松ヶ丘	青木小 三ツ沢小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘寮跡地)	三ツ沢小
⑥	沢渡	三ツ沢小
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小
⑧	台町の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小
⑨	鶴屋町3丁目の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小



※変更案に2校記載されている地域については、特別調整通学区域*の設定を想定

※特別調整通学区域制度・・・学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。

【対象者】

- ◆施行日（設定日）以降に入学となる新小学1年生
- ◆施行日（設定日）以降に対象地域に転入される小学生

※方向性がまとまる時期によって施行日（設定日）が変わるため、現時点では通学区域の見直し時期は決定していません。

※在校生については、通学区域の見直しの対象外となります。

【通学区域の見直し案のとおり実施した場合の青木小児童数・学級数推移】

変更前（通学区域変更を行わない場合）

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	793	811	837	852	887
学級数	24	24	24	25	26	27	28

R6 は令和6年5月1日時点の実数値

R7～R12 は第2回検討部会開催時点で把握済の建設予定物件を含めた推計値

変更後（令和8年度から通学区域変更を行った場合）

①【通学区域変更＋特別調整通学区域（③・④）のうち70%の児童が青木小を選択した場合】

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	704	681	655	630	625
学級数	24	24	23	22	22	21	21

②【通学区域変更＋特別調整通学区域（③・④）のうち50%の児童が青木小を選択した場合】

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	698	666	633	600	588
学級数	24	24	23	22	21	20	19

③【通学区域変更＋特別調整通学区域（③・④）のうち30%の児童が青木小を選択した場合】

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	692	653	612	571	551
学級数	24	24	22	22	21	20	19

「通学区域の見直し案」を実施した場合・・・

対象となる小学校（青木小学校・斎藤分小学校・二谷小学校・三ツ沢小学校・宮谷小学校）については、現時点で、教室数（一般学級として使用する教室）が不足となる見込みはありません。

※通学区域の見直し案は、対象となる小学校の施設状況から児童の受け入れ可能な範囲、かつ長期的に青木小の不足教室が解消される案をお示ししています。

5 部会における主な発言・質問【通学区域の見直し・その他】

（★：委員・参考人からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答）

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細については会議録を御覧ください。

★通学区域はどのように決定するのか。この検討部会の話し合いで決まるのか、各町内会等でアンケートをとってもらって決めていくのか。また、登校班の引率や地域の中で関係校が複数になった場合のこども会はどうなるかについて教えていただきたい。

⇒検討部会の意見として最終的には意見書をまとめていただき、その意見書に基づいて第三者委員会である「学校規模適正化等検討委員会」で議論し、最終的な意思決定は教育委員会で行います。決定にあたっては、部会での意見を最大限尊重してどうすべきかを最後は教育委員会でもって決めていきたいと考えています。

（次ページへ続く）

登校班につきましては、通学先となる小学校が登校班を編制している場合は、その小学校の登校班に入っ
ていただくことになります。

こども会につきましては、例えば特別調整通学区域の設定を行い、1つの町内会で複数の通学先を抱えて
いる場合、異なる学校に通学していても住んでいる地域は同じであるため、町内会単位でこども会として
いる場合と、隣の町内会の方の登校班と合流する場合は、隣の町内会に参加されることもあると聞いてお
ります。

**★1学級を35人ではなく、40人学級にすれば現状の教室数でも問題なくなるのではないか。私が通っ
ているときは1学級50人、60人だった。それでも学校教育がしっかりできていたわけだから、単なる教
育委員会の決め事だけで、それを当てはめようとするのは不愉快。**

⇒1学級あたりの人数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定め
られています。こちらの法律「第3条2項」中の表で、同学年の児童で編制する学級を1学級あたり35人
と定めています。1学級あたりの人数は都道府県の教育委員会が定めることになっていますが、国の法律
(学級編制の基準)に反して、学級編制を行うことはできません。35人を下回る人数で学級編制するこ
とは可能ですが、法律上、原則35人を超えての編制をすることはできません。

★私たちの時代は二部授業をやっていた。教室数の不足を理由に二部授業を届け出たらよいのではないか。

⇒「学校教育法施行規則」にて、二部授業を行う場合は国に届出をする必要があるとされています。本市の
事例として、蒔田中学校のみ、夜間の中学校として運用がされており、二部制をとっています。あくまで
夜間学級として実施がされているところです。

また、同規則で小学校の総授業時数が定められており、本市の総授業時数も国の法律に準拠しています。
その総授業時数を満たす前提で二部授業を行う場合、学校現場としては大きな負担になることが想定され
ます。さらに、午前の部、午後の部で教職員を別で配置する必要があることから、人材確保の面でも二部
授業の実施は困難だと考えます。

**★通学区域の設定にあたっては、「道路、鉄道、河川等で地形的に区分されていることが望ましい」となっ
ているが、青木第一、青木第二の地区は洲崎神社の区域であり、浅間下の交差点で分かれている。洲崎神
社の氏子の一部が浅間町の交差点を越えて、そこで勉強をして卒業後は軽井沢中、栗田谷中、どこへ行く
のか。友達関係等から子どもたちはそのような状況についていけないと思う。**

また、松ヶ丘から三ツ沢小に行く場合、歩道と車道の区別がつかないグリーンのラインが引いてあるだけ
の道路を通ることになり、青木小へ通うよりも危険度が高くなる。

⇒神社の区分けについて教育委員会事務局としてお答えすることは難しいと考えています。この先、通学区
域変更の方向性で検討が進んでいった場合、新しく通学路となり得る箇所において、通学安全をどうする
のかといった議論も検討部会の中で行っていきたいと考えています。

★幸ヶ谷小学校と神奈川小学校の間で通学区域変更を行った際の経過を教えてください。

⇒幸ヶ谷小学校と神奈川小学校については昨年度に地元の皆さまとも御相談をさせていただき、説明会を開
催した後、今年度両校の間で通学区域の変更をさせていただきました。

主な要因として、幸ヶ谷小学校の学区の中に、「東高島北地区土地区画整理事業」の中で、タワーマンシ
ョンが3棟建つ予定の場所があります。その他にもマンションが複数できるということもあり、幸ヶ谷小学
校は学校の中に増築校舎を建ててグラウンドがないという状況も踏まえまして、隣接する神奈川小学校と
通学区域の見直しを行いました。

(次ページへ続く)

★新しくできるマンションや戸建てを青木小学校の通学区域から除くことはできないのか。開発を含まなければ青木小の教室数を増やさなくても維持できるようになると思う。

また、特別調整通学区域を全区域に設定すれば、爆発的な増加も防げるのではないか。事務局への問合せにもあったが、経過措置を設けることは考えられないのか。

通学区域の見直しについて、反対は反対だが、反対していてもいつかは決まってしまうのであれば、住んでいる方が不利益を被らない選択肢を残して決めてほしい。

⇒新しく開発される物件において、隣接校の通学区域に接しているマンションである、沢渡の「県の社会福祉会館跡地」等は、通学区域を変更する案を記載させていただいています。一方、通学区域の真ん中に建設される物件を他の学校・学区に変更することは考えにくいことだとは思っていますが、この点について事務局として次回の検討部会までに考えを整理してお示ししたいと思います。

また、特別調整通学区域の設定範囲や経過措置についても今後、整理・検討していく必要があると考えています。今回は、事務局より通学区域変更案をお示した上で、次回検討部会に向けて地域の皆さまからの御意見をいただきたいという趣旨ですので、いただいた御意見をもとに検討を進めていきたいと考えています。

《保護者の皆さまへ》

お子さんからの御意見や御質問をお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話しされる際に、分からない点や気になることがありましたら、下記のお問い合わせ先までお寄せください。

◆第3回検討部会について ※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）

検討内容：学校規模適正化等について

◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議資料や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

【各資料に直接アクセス可能なQRコード】



【ホームページ】



【第2回検討部会資料】



【第2回検討部会会議録】



【第1回検討部会ニュース】

◆事務局（お問い合わせ先）

皆さまからの御意見や御質問を受け付けております。

Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417